



平成20年7月9日  
国土交通省  
自動車交通局

基準緩和自動車の認定要領の一部改正に係る意見募集について

「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)(以下「保安基準」という。)第55条の規定において、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと地方運輸局長が認定した自動車については、保安基準第2章の規定の一部について適用しないこととしています(以下「基準緩和」という。)

平成15年から分割可能な貨物を輸送するいわゆる特例8車種のセミトレーラについては、特殊車両通行許可を受け運行することを前提に、車両総重量36トンを超えて基準緩和として取り扱ってきたところですが、これらの運行実態等を踏まえつつ、申請者の負担軽減を図り、もって物流の効率化等を促進する観点から、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に基づく基準緩和の認定等について、次の改正を行うことを検討しています。

「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成9年9月19日付け自技第193号)別添「基準緩和自動車の認定要領」の一部改正

1. 基準緩和の認定一括処理ができる自動車の拡大
2. 国際海上コンテナを輸送する車軸が2軸である被けん引自動車について、基準緩和(車両総重量に係るものに限る。)を行えるよう措置等

つきましては、広く内外の関係者から、本改正に対する御意見を以下の要領で募集します。頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

問い合わせ先

自動車交通局技術安全部 技術企画課：平澤、小沼

電話 03-5253-8111 (内線 42255、42252)

03-5253-8591 (技術企画課(直通))

## <意見公募要領>

1. 意見募集対象  
基準緩和自動車の認定要領の一部改正について（別紙の事項）
2. 意見送付要領  
住所、氏名、職業（会社名又は所属団体名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。
  - （1）ファクシミリの場合  
ファクシミリ番号：03-5253-1639  
国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 あて  
ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。
  - （2）郵送の場合  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 あて  
郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。
  - （3）電子メールの場合  
電子メールアドレス：g\_TPB\_GAB\_GKK\_KGY@mlit.go.jp  
国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 あて  
電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。
3. 意見募集期限  
平成20年7月9日から平成20年8月8日まで（※必着）
4. 注意事項  
頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

## 意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)